

入札説明書（令和8年2月16日公示分）

1 入札に付する事項

- (1) 調達役務
西部医療センター胞衣及び産汚物処理業務委託
- (2) 調達役務の内容等
仕様書による。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
仕様書による。
- (5) 入札方法
入札は、1件当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 名古屋市から令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第3条第2項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において、本公示に係る入札の開札日までに、申請区分「業務委託」、申請品目「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとならない者等であること。
- (8) 本公示の日から落札決定までの間に、指名停止の措置の期間がない者であること。
- (9) 本公示の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間中の者でないこと。
- (10) 胞衣及び産汚物取締条例（昭和23年愛知県条例第17号）に基づく胞衣及び産汚物取扱場の許可を受

けている者であること。

3 契約条項を示す場所及び入札説明書に対する質問

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒462-8508 名古屋市北区平手町1丁目1番地の1
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病院管理部管理課施設管理係
電話 052-991-8121 ファクシミリ 052-916-2038

(2) 質問の方法、期限及び場所

本入札説明書に対し質問しようとする者（以下「質問者」という。）は、令和8年2月18日午後5時00分までに、ファクシミリにより質問を送信すること。なお、この質問書の作成及び提出に係る費用は、質問者の負担とする。

(3) 回答の方法等

質問者にはファクシミリにより回答する。また、すべての質問及び回答を名古屋市立大学公式ウェブサイト入札公示情報ページにおいて令和8年2月20日午後5時00分までに掲載する。あわせて仕様の補足等が掲載されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

アドレス <https://www.nagoya-cu.ac.jp/tender-announcement/>

4 入札及び開札

(1) 入札書等の提出方法

入札書（様式2）及び誓約書（様式3）を持参により提出すること。

(2) 入札の日時

令和8年2月27日午前11時00分から

(3) 入札及び開札場所

西部医療センター 大ホール

5 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了すること。

(2) いったん提出された入札書は、差替え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。そのため、入札者は再度入札・再々度入札に備えあらかじめ必要事項を記入・押印した入札書を用意すること。再度入札は、原則として2回（初度入札を含めて3回）を限度とする。なお、初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

(4) 開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内での最低価格提示者を落札候補者とするとともに、入札参加者全員の入札者名及び入札金額（入札が無効とされた者を除く。）を公表する。なお、開札時の落札決定は行わず、落札保留の取扱いとする。

(5) 落札候補者は、7(2)で求める競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、資格があると認められた後、初めて落札者となることができる。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(3) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(4) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札

(5) 委任状を提出していない代理人のした入札

(6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札

(7) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない

者のした入札

- (8) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (9) 入札公告又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- (10) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (11) 申請書の提出を求められたにもかかわらずこれを提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない場合のその者のした入札
- (12) その他、入札の条件に違反した入札

7 申請書の提出

- (1) 申請書の提出場所及び問合せ先
3(1)に示す場所
- (2) 提出書類
競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出期限
提出を求めた日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和24年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）は、除くものとする。）以内に持参により提出しなければならない。
- (5) その他
 - ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とする。
 - イ 申請書を、競争入札参加資格の確認以外に落札候補者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書は、返却しない。
 - エ 提出された申請書の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
 - オ 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。

8 落札者の決定

7により落札候補者から提出された申請書等に基づき、競争入札参加資格の確認を行い、資格があると認められた場合は、その落札候補者を落札者として決定する。また、競争入札参加資格の確認の結果、その落札候補者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、7と同様の手続により競争入札参加資格の確認を行う。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して2日（休日等を除く。）以内に、無資格理由について書面により説明を求めることができる（様式は問わない。）。
なお、当該書面は3(1)の場所に提出するものとする。また、当該書面の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) (2)の説明を求められたときは、理事長は、原則として、(1)の競争入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で回答を行うものとする。

10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

有。ただし、入札保証金にあっては公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号。以下「契約規程」という。）第6条の規定に該当する場合に、また、契約保証金にあっては同規程第27条の規定に該当する場合に免除します。

- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分
単価で定める。
- (4) 契約書の作成
 - ア 落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。
 - イ 契約書は2通作成し、双方が各 1通ずつを保管する。
 - ウ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (5) 契約金額の支払
 - ア 契約の相手方は、代金の支払請求については、仕様書に記載のあることのほかは、本学の指示に従い行うものとする。
 - イ 契約金額の支払に関して、三菱UFJ銀行を支払先金融機関として指定した場合、口座振込手数料は本学が負担するが、他銀行を指定される場合は落札者の負担となるので、あらかじめ承知すること。
- (6) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定
この契約において、談合などの不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (7) その他
 - ア 当該入札に関して談合に関する情報が寄せられた場合、その他の公正な入札を実施することができない事情が生じた場合は、入札を延期又は中止することがある。
 - イ 本件入札は、本入札説明書において定めるほか、「名古屋市立大学競争入札参加者手引」（「本学ホームページ「名古屋市立大学トップ」>大学案内・教育情報の公表 >入札・契約情報 >競争入札参加者手続き」に掲載）に定めるところによる。